

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年環境省告示第四百十三号）の一部を改正する件新旧対照条文（抜粋）

改 正 案		現 行	
(略)		(略)	
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値
(略)		(略)	
<u>O - エチル = S - プロピル = (E) - [2 - (シアノイミノ) - 3 - エチルイミダゾリジン - 1 - イル] ホスホノチオアート (別名 : イミシアホス)</u>	<u>52 μ g/l</u>		
<u>(E) - 2 - (4 - tert - ブチルフェニル) - 2 - シアノ - 1 - (1 , 3 , 4 - トリメチルピラゾール - 5 - イル) ビニル = 2 , 2 - ジメチルプロピオナート (別名 : シエノピラフェン)</u>	<u>0.29 μ g/l</u>		
<u>1 - (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) - 3 - p - トリルウレア (別名 : ダイムロン)</u>	<u>42 μ g/l</u>		
<u>2 , 3 , 5 , 6 - テトラフルオロ - 4 - メチルベンジル = (Z) - (1 R S , 3 R S) - 3 - (2 - クロロ - 3 , 3 , 3 - トリフルオロプロパ - 1 - エニル) - 2 , 2 - ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名 : テフルトリン)</u>	<u>0.0064 μ g/l</u>		
<u>エチル = 5 - (4 , 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルカルバモイルスルファモイル) - 1 - メチルピラゾール - 4 - カルボキシラート (別名 : ピラゾスルフロリエチル)</u>	<u>0.87 μ g/l</u>		
<u>(R S) - N - [2 - (1 , 3 - ジメチルブチル) - 3 - チエニル] - 1 - メチル - 3 - (トリフルオロメチル) - 1 H - ピラゾール - 4 - カルボ</u>	<u>56 μ g/l</u>		

<u>キサミド (別名: ペンチオピラド)</u>	
<u>2 - (4 - メシル - 2 - ニトロベンゾイル) シクロヘキサン - 1, 3 - ジオン (別名: メソトリオン)</u>	<u>4,300 μg/l</u>
<u>メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - DL - アラニナート (別名: メタラキシル) 又はメチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - D - アラニナート (別名: メタラキシルM)</u>	<u>メタラキシル及びメタラキシルMの水産動植物被害予測濃度の和として 9,500 μg/l</u>
<u>2 - ベンゾチアゾール - 2 - イルオキシ - N - メチルアセトアニリド (別名: メフェナセット)</u>	<u>32 μg/l</u>